

# ICカードの不正利用について

## 静岡県公共事業電子入札運用基準（抜粋）

### 8 その他

#### 8-1 ICカードの不正利用

入札参加者がICカードを不正に使用等した場合には、入札参加停止等の処分を行うことがあります。電子入札に参加し、開札までに不正使用等が判明した場合は、当該案件への参加資格を取り消します。落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前であれば、契約締結を行わず、また、契約締結後に不正使用等が判明した場合には、着工工事等の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとします。

#### <不正にICカードを使用等した場合の例>

- ・ 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加し、又は参加しようとした場合
- ・ 代表者（又は受任者）以外のICカードを使用して入札に参加し、又は参加しようとした場合
- ・ 代表者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者のICカードを使用して入札に参加し、又は参加しようとした場合（ただし、6-2に基づく届出書（「旧ICカード使用届」（様式3））を提出し、かつ代表者が変更後2ヶ月以内の場合は除く。）

### 参考

#### （定義）

「電子入札」：電子入札システムで行う入札手続

「紙入札」：従来の紙による入札手続

「発注機関」：案件を発注する県の組織

「入札参加者」：入札（見積りを含む。）に参加しようとする者（入札参加資格者）

「ICカード」：電子認証局が発効した電子証明書

「紙入札者」：紙媒体の入札書により入札に参加する業者

「不落随契」：落札者がいない場合の最低価格入札者等との随意契約

「代表者」：入札参加資格のある業者の代表者

「受任者」：代表者から入札・見積権限及び契約権限について年間委任状により委任を受けた者

様式3 (6-2関係)

旧ICカード使用届

平成 年 月 日

(発注機関の長)様

(届出者)

住所

商号又は名称

代表者名 (受任者)

印

このたび、静岡県建設工事等入札参加資格者名簿の登録内容変更に伴い IC カードの登録内容を変更することとなりました。

現在新 IC カード取得の手續中のため、新 IC カード取得までの間、旧 IC カードの使用について下記のとおり届け出ます。

建設業許可番号	建設業許可行政庁	建設業許可番号
	国土交通大臣 静岡県知事 ( )知事	第 号
登録内容の変更項目	旧 IC カード	新 IC カード
商号		
代表者		
住所		
使用期間	平成 年 月 日 (登録内容変更日) ~平成 年 月 日 (変更日から2ヶ月以内)	
連絡先	所属・氏名 電話番号	

【留意点】

※発注機関毎に作成し、提出してください。

※届出者のうち、代表者名は新 IC カード取得者 (本社等より権限の委任を受けている場合は受任者名) を記入してください。

※建設業許可行政庁欄は該当する行政庁に○、又は ( ) 内に都道府県知事名を記入してください。

※建設業許可番号のうち、「般-○○」、「特-××」は記入しないでください。

※登録内容の変更項目欄については、該当項目のみ記入してください。

※使用期間のうち、登録内容変更日は建設業許可内容の変更年月日と同じとしてください。

※使用期間終了後に、旧 IC カードで入札に参加したことが確認された場合は、入札参加資格停止措置等の対象となることがあります。